

空き家改修費補助制度

移住者等向け 住宅

最大100万円
補助率1/2

※移住者等とは、市外から市内に転入する者
又は世帯分離により市内から転居する者

子育て 住宅

最大100万円
補助率1/2

地域貢献施設

最大250万円
補助率1/2

子ども食堂
福祉施設 など

空き家を地域活性化に資する住宅・施設として活用するための改修費等を補助します

- 1 市街化調整区域内の空き家に移住する場合は 最大100万円（**2** 子育て世帯は更に100万円上乗せ）
- 3 空き家を地域貢献施設として活用する場合は 最大250万円が補助されます

詳細は
次のページへ

制度概要 - 対象用途と補助額 -

I 対象用途・対象者

1 移住者等向け住宅

次の①②に該当する世帯向け住宅として改修工事を行う者

- ①市外から転入する世帯
- ②世帯分離により市内移動する世帯

空き家活用補助金



最大 **100万円**
(補助率1/2)

2 子育て世帯向け住宅

次の①②に該当する子育て世帯向け住宅として改修工事を行う者

- ①市外から転入する世帯
- ②世帯分離により市内移動する世帯

※子育て世帯とは、満18歳未満（満18歳に達した後の3/31迄）の子または妊娠者がいる世帯

地域貢献等 空き家活用補助金 (子育て居住型)



最大 **100万円**
(補助率1/2)

3 地域貢献施設

次の用途に該当する施設へ改修工事を行う者

- ・地域コミュニティの維持再生に資する地域貢献施設

(例：子ども食堂、体験型学習施設、福祉・文化・交流施設 等)

地域貢献等 空き家活用補助金 (地域貢献型)



最大 **250万円**^{※1}
(補助率1/2)

(参考) その他 併用可能な補助制度

木造戸建住宅耐震改修工事費補助 改修工事をする住宅の所有者

最大 **150万** (補助率4/5)



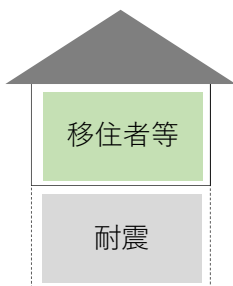
II 補助限度額 - 併用可能な組み合わせ -

市街化調整区域

市全域

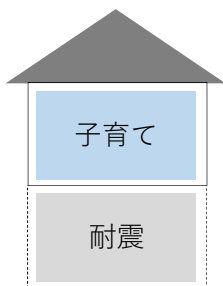
1

最大250万円



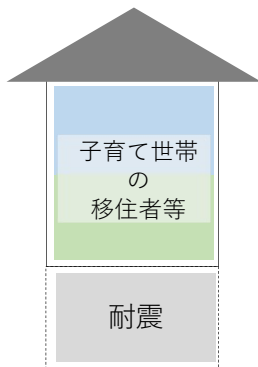
2

最大250万円



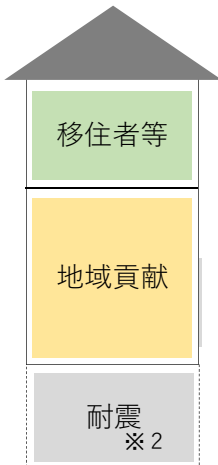
1 + 2

最大350万円



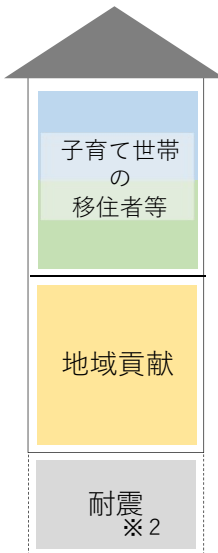
1 + 3

最大410万円



1 + 2 + 3

最大510万円



3

最大250万円
※3



※1 対象経費のうち耐震改修費は最大90万円、それ以外の改修費等は最大160万円

※2 地域貢献型の耐震改修との併用はできません

※3 地域集会施設として借上げ空き家改修する場合は「福岡市集会施設補助金」が活用可能 (最大290万円・併用不可)

対象工事と申請の流れ

Ⅲ 補助対象工事

1 3 共通

■ 改修工事費

- ・ 台所、浴室、洗面所又は便所などの改修工事費
- ・ 給排水、電気又はガス設備などの改修工事費
- ・ 屋根又は外壁などの外装改修工事費
- ・ 壁紙の張り換えなどの内装改修工事費 等

■ その他

- ・ 家財道具等の搬出処分費、屋内外の清掃費、設計費等、（3 は耐震改修工事費も対象）
- ※改修工事（必須）を実施する場合のみ、その他の経費を対象とすることが出来ます。

2 子育て

■ 改修工事費

- ・ 子ども部屋の増築や台所の対面化などの居住性向上改修工事費
- ・ 手すり（転落防止）の設置などの事故予防改修工事費
- ・ 段差の解消などのバリアフリー改修工事費
- ・ 屋根や外壁の耐久性・防水性向上などの長寿命化改修工事費
- ・ 断熱・遮熱改修などの省エネルギー改修工事費
- ・ 窓や玄関の改修などの防犯性向上改修工事費
- ・ 掃除しやすいトイレの設置などの家事負担軽減改修工事費 等

■ その他

- ・ 家財道具等の搬出処分費、屋内外の清掃費、設計費等
- ※改修工事（必須）を実施する場合のみ、その他の経費を対象とすることが出来ます

Ⅳ 交付申請の流れ

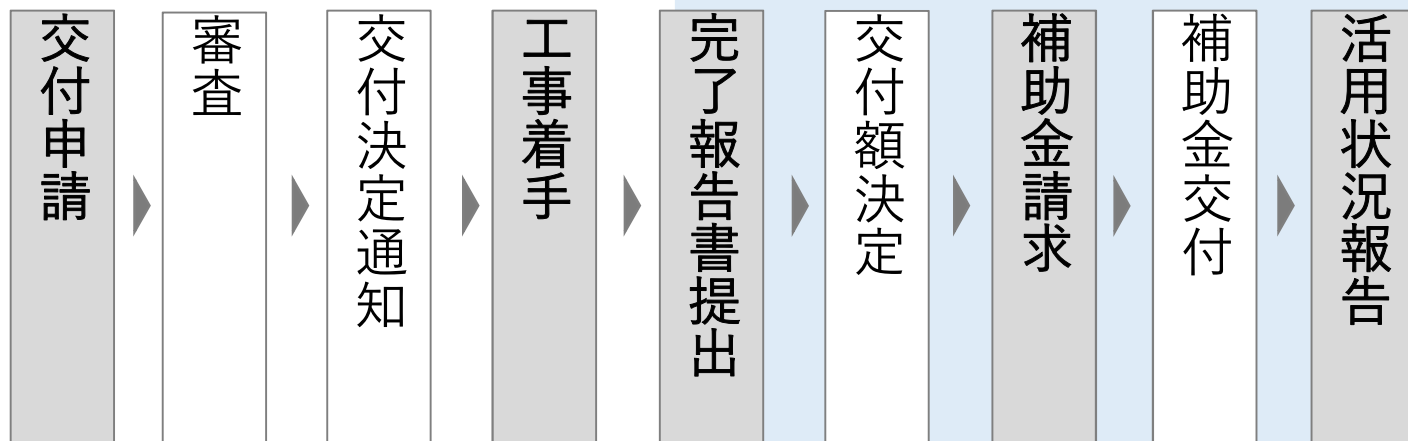
※交付申請は、所有者又は賃借人のうち補助対象工事を実施する方が行います

受付開始
4月～※4

申請者→市 市→申請者

2月 ※5

翌年4月



※4 12月頃までに申請をしてください。ただし、予算がなくなり次第終了している場合もあります

※5 工事完了後15日以内または事業を完了した年度の2月末日のうち早い方までに提出してください

要件と必要書類

V 空き家の要件

1 2 — 市街化調整区域内にあり、下記「市街化調整区域の要件」を満たすこと

1 2 3 — 1年間以上利用されていないこと、耐震性確保すること、
10年以上空き家を活用すること 等

※災害ハザードエリア（災害危険区域、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、浸水想定区域（想定浸水深3m以上））に指定された土地は対象外です

市街化調整区域の要件

■ 空き家を取得して住む場合

次のいずれかに該当していること

- ・「区域指定型制度」を適用する地区内*にあること
 - ・指定既存集落内において、線引きの日をまたいで存する住宅であること
 - ・指定既存集落内において、既存宅地制度により建築された住宅であること
 - ・指定既存集落内において、開発審議会の議を経て、使用者変更を許可された住宅であること
- <指定既存集落>

東区志賀島、蒲田、早良区入部、内野、脇山、西区北崎、元岡、今津、今宿、周船寺、橋本、金武、能古の各一部



* 区域指定型制度
適用地区

■ 空き家を借りて住む、または貸す場合

次のいずれかに該当していること

- ・「区域指定型制度」を適用する地区内にあること
- ・「福岡市市街化調整区域既存住宅賃貸化実施要綱」により賃貸化する住宅であること

VI 必要書類

(凡例) ●必要書類

○該当する場合のみ

- 申請書
- 事業計画概要書（様式第1号）
- 建物の現況を確認できる図面等
- 改修事業の内容が分かる図面等
- 改修事業内訳書
- 改修工事費見積書の写し
（補助対象費用が確認できる書類）
- 補助対象者であることを確認できる書類
（住民票等）
- 耐震性を有することを確認できる書類又は耐震改修
工事により耐震性を確保する予定であることを確認で
きる書類
※建築の着工日が昭和56年5月31日以前の場合
- 他自治体における市区町村税の滞納が
無いことが確認できる書類
※市外から転入される場合、所有者が市外に
居住する場合
- その他市長が必要と認める書類 等

VII お問い合わせ先

福岡市住宅都市局 住宅計画課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1（市役所本庁舎3階）

TEL：092-711-4598 FAX：092-733-5589 MAIL：j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp